

令和元年10月11日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 吉田 剛 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(産業振興部 商工観光課)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和元年10月2日付け元宗監第126号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（商工観光課）

定期監査実施日：平成30年10月31日

監査対象年度：平成29年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 宗像市元気な島づくり事業補助金について 宗像市元気な島づくり事業補助金「事務手続の手引き」【平成29年度版】において、実績報告書の添付資料として領収書等の写しを提出するよう定めているが、領収書等の写しの提出がないまま補助額を確定しているものが見受けられるので、漏れなく書類を徴されたい。</p> <p>(2) 宗像市大島新規出店補助金について ア 宗像市大島新規出店補助金交付要綱第6条第2項において、交付決定にあたって付す要件を定めているが、交付決定通知に要件が付されていないので、適正に事務処理されたい。 イ 同条第2項第2号において、補助対象店舗の1日あたりの営業時間及び年間の営業日数、営業期間の要件を定めているが、提出されている交付申請書では要件を満たしているか確認できないので、書類受領時の確認を徹底されたい。</p> <p>(3) 宗像市東部観光拠点施設の指定管理に関する事蹟について 宗像市東部観光拠点施設条例第12条において、利用料金の額は、別表の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めると規定しているが、冷凍冷蔵品の加算手数料</p>	<p>(1) 宗像市元気な島づくり事業補助金について 補助決定後、適宜、申請者と事業の進捗確認を行い、額の確定前までに必ず領収書等必要書類を徴すよう改善を行った。</p> <p>(2) 宗像市大島新規出店補助金について ア 交付決定通知書の様式を見直し、要件を付すよう改善を行った。 イ 要件を満たしているか確認できるよう交付申請書の様式を見直し、書類受領時に確認するよう改善を行った。また、開店後の状況調査を行っている。</p> <p>(3) 宗像市東部観光拠点施設の指定管理に関する事蹟について 冷凍冷蔵の加算手数料について、条例の範囲内の額で市長の承認を受け、その額を徴収するよう改善を行った。</p>

について、市長に承認を得た金額を超えて徴収しているので、適正に事務処理されたい。

(4) 福岡県大島港大島海洋体験施設の指定管理に関する事蹟について

福岡県大島港大島海洋体験施設の管理運営に係る協定書に、協定書の一部である別紙1「指定管理者業務仕様書」が綴じられていないので、適正に事務処理されたい。

(4) 福岡県大島港大島海洋体験施設の指定管理に関する事蹟について

指定管理者である(株)むなかた大島と市商工観光課で協定書に仕様書が綴られるよう双方で事務手続きの確認を行った。